

人にやさしい街づくり推進委員会設置要領

(目的)

第1 人にやさしい街づくりの推進のため、幅広い視野から専門的な審議を行うとともに、的確な助言を得ることを目的として、人にやさしい街づくり推進委員会（以下、委員会という。）を設置する。

(審議事項)

第2 委員会は、前項の目的を達成するため、次の事項について審議を行う。

- (1) 人にやさしい街づくり推進のための条例・指針の質的向上に関する事項
- (2) 人にやさしい街づくり推進のための施策展開に関する事項
- (3) その他、人にやさしい街づくり推進のために必要な事項

(組織)

第3 委員会は、委員10人をもって構成する。

- 2 委員は、知事が委嘱する。
- 3 委員会は、必要に応じて、部会を置くことができる。
- 4 部会委員は、委員の中から委員長が指名する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、後任の委員が委嘱されるまでの間は、継続するものとする。
- 6 委員が欠けた場合に委嘱できる補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員会は、審議事項に関し、必要があるときは、特別委員を置くことができる。

(委員長)

第4 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(部会長)

第5 部会に部会長を置き、委員長が委員の中から指名する。

- 2 部会長は、部会の会務を総理するとともに、部会における審議の状況及び結果を委員会に報告する。
- 3 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第6 委員会は委員長が、部会は部会長が、それぞれ招集する。
- 2 委員会及び部会は、必要に応じて関係者、関係団体等の意見を聴くことができる。
 - 3 委員会は公開とする。ただし、愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）第7条第5号等に規定する不開示情報が含まれる等、会議の内容により、公開に支障があると委員長が判断した場合はこの限りではない。
 - 4 前項により、会議を公開する場合の傍聴方法等については、別途定める。
 - 5 会議録は、5年間保存するものとする。

(庁内調整会議)

- 第7 委員会の円滑な運営と施策の推進を図るため、委員会のもとに調査研究、調整のための庁内調整会議を置く。
- 2 庁内調整会議は、必要に応じて、ワーキング・グループを置くことができる。
 - 3 庁内調整会議は、別に定める者で構成する。
 - 4 庁内調整会議の座長は、建設部技監をもって充てる。

(庶務)

- 第8 委員会等に関する庶務は、建設部住宅計画課において処理する。

(その他)

- 第9 この要領に定めるもののほか、委員会等の運営について必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年8月21日から施行する。

人にやさしい街づくり推進委員会 庁内調整会議構成員

部 局	構 成 員	備 考
知事政策局 総務部 地域振興部 県民生活部 環境部 健康福祉部 産業労働部 農林水産部 建設部 病院事業庁 教育委員会 警察本部	企 画 課 長 総 務 課 長 地 域 政 策 課 長 交 通 対 策 課 長 県 民 総 務 課 長 社 会 活 動 推 進 課 長 環 境 政 策 課 長 健 康 福 祉 総 務 課 長 子 育 て 支 援 課 長 高 齢 福 祉 課 長 障 害 福 祉 課 長 産 業 労 働 政 策 課 長 中 小 企 業 金 融 課 長 商 業 流 通 課 長 農 林 政 策 課 長 建 設 企 画 課 長 公 園 緑 地 課 長 道 路 維 持 課 長 公 営 住 宅 課 長 公 共 建 築 課 長 管 理 課 長 財 務 施 設 課 長 施 設 課 長 交 通 規 制 課 長	